

川崎市拉致被害者家族支援連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律を踏まえ、拉致された被害者の家族の支援及び拉致問題に関する啓発を図るため、川崎市拉致被害者家族支援連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「被害者」とは、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいい、「被害者の家族」とは、被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律及び拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律に関すること。
- (2) 被害者の家族を支援するための協議、調整、情報交換、広報及び啓発に関すること。
- (3) その他、被害者の家族を支援するために必要なこと。

(組織)

第4条 連絡会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、副市長とする。
- 3 副座長は、座長が指名する者とする。
- 4 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 座長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者の会議への出席を求めることができる。
- 7 座長は、状況に応じて組織体制を見直すものとする。

(検討会議など)

第5条 連絡会議に、具体的な事案を検討するための会議(以下「検討会議」という。)を置くことができる。

- 2 検討会議の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を検討会議の委員に指名することができる。

4 検討会議は、連絡会議が必要とする事項について調査検討等を行う。

(事務局)

第6条 連絡会議及び検討会議の事務局は、市民・こども局人権・男女共同参画室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

副市長
市民・こども局長
総務局長
健康福祉局長
川崎区長
病院局長
市民・こども局人権・男女共同参画室長
総務局総務部長
健康福祉局総務部長

別表 2

市民・こども局人権・男女共同参画室長
市民・こども局人権・男女共同参画室担当課長
市民・こども局市民生活部庶務課担当課長
市民・こども局区政推進部区調整課長
総務局総務部庶務課長
健康福祉局総務部企画課長
健康福祉局地域福祉部地域福祉課長
川崎区役所まちづくり推進部総務課長
病院局総務部庶務課長
教育委員会総務部担当課長